

軽自動車税の減免について

軽自動車税の減免については、以下の減免があります。

身体等に障害がある方の減免

下記の要件を満たす軽自動車等については、申請によって軽自動車税の減免が受けられます。

1 減免の要件

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者手帳」という。)の交付を受けられている方(以下「身体障害者等」という。)のために使用する軽自動車等で、その使用状況が次表に該当するもの。ただし、1人の身体障害者等につき普通自動車、軽自動車等を含めて1台に限ります。

項目	身体障害者手帳		戦傷病者手帳	療育手帳 精神障害者手帳
	18歳以上	18歳未満		
納税義務者	・本人	・本人 ・生計を一にする方	・本人	・本人 ・生計を一にする方
運転者	・本人 ・生計を一にする方 ・常時介護する方	・生計を一にする方 ・常時介護する方	・本人 ・生計を一にする方 ・常時介護する方	・本人 ・生計を一にする方 ・常時介護する方

2 申請期間

その年度の軽自動車税の納期限までです。期限を過ぎると翌年度からの減免になります。
減免の可否はその年度の4月1日時点の状況で判定となりますので、車両の登録日及び手帳の交付日が4月2日以降の場合は翌年度からの減免となります。

3 申請場所

豊橋市役所 東館2階 資産税課 20番窓口

4 申請に必要なもの

- ◇ 軽自動車税減免申請書
 - ◇ 自動車検査証(コピー可)
 - ◇ マイナンバーがわかるもの
 - ◇ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者手帳(所有しているものすべて)
 - ◇ 運転される方の運転免許証(コピー可)またはマイナ免許証
- ※マイナ免許証のみを保有する方は、マイナ免許証読み取りアプリで読み取った免許情報(氏名等表示あり)を窓口でご提示いただくか、印刷したものを添付してください。
- ※身体障害者等と納税義務のある方及び運転される方が、住民票上別世帯の場合、障害福祉課が発行する「生計同一証明書」の添付が必要です(住所が同じ場合でも必要です)。
- ※障害者の方のみで構成される世帯において、常時介護する方が運転する場合、障害福祉課が発行する「常時介護証明書」の添付が必要です。

上記以外の減免

1 減免の要件

(1)構造が専ら身体障害者の利用に供するためのものである軽自動車等の減免

構造上減免

構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる「車いす移動車」等に改造された8ナンバー車（豊橋 880 や豊橋 881 など豊橋の後に8が頭につくナンバーが対象です。豊橋 580 や豊橋 480 など豊橋の後に8以外が頭につくナンバーは、対象外です。）。

(2)公益のために専有する軽自動車等の減免

公益減免

公益社団法人又は公益財団法人で地方税法施行令第47条に規定する収益事業を営まない法人又は医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関が公益のため直接専用する軽自動車等。

(3)社会福祉事業を行うために専有する軽自動車等の減免

社会福祉減免

社会福祉法人又はこれに類する団体（NPO法人、小規模授産所及び法人格をもたない事業所等で社会福祉事業を行っているもの。）が所有し、社会福祉事業を行うために専ら使用するためのものと認められる軽自動車等。

※(1)(2)(3) すべて「事業用」車両及びリース車両は除きます。

2 申請期間

その年度の軽自動車税の納期限までです。期限を過ぎると翌年度からの減免になります。

3 申請場所

豊橋市役所 東館2階 資産税課 20番窓口

4 申請に必要なもの

項目	構造	公益	福祉	備考
軽自動車税減免申請書	●	●	●	法人の場合、法人番号を記入する。
自動車検査証	●	●	●	コピー可。
車両の写真		●	●	車両に表記された法人名等とナンバープレートが同時に確認できるもの。
定款の写し		●	●	福祉事業を行っていることがわかるもの。 定款がない団体は、それにかわる書類の写し。
マイナンバーがわかるもの	●			個人の方の場合。

◎問い合わせ先

軽自動車税の減免について

⇒ 豊橋市役所 資産税課
TEL0532-51-2210

自動車税の減免について

⇒ 東三河県税事務所
TEL0532-35-6130